

春松 糠浦（河野村）には、「キリシタン」はいなかった

丹生郡誌中の、丹生郡清水村在田の明厳寺に伝えられている「松平昌勝書状」で、次の文書がある。

春 松 進 一

糠浦（河野村）には、
「キリシタン」はいなかった

松岡藩領である「糠浦」の十兵衛と八兵衛がキリシタンであるとの密告があり、江戸の吉利支丹屋敷へ身柄を渡すようにとの命令書が来たので、二十一日に出立するので、松平兵部大輔殿（昌勝の弟）の領内を通行するので、よろしくとの文面である。

また、「続片響記 七」の「寛文七年（一六六七）七月」の項に、

一筆令啓達候。就者領内吉利支丹に被差候者之内、糠浦十兵衛、八兵衛、相副警固、其御府江指下、北条房州、深田若州江可相渡之旨御奉書到来、則今二日爰元為罷立候。

其元諸事御指図可仰下、委使者に上申含候。

恐々謹言

七月二一日

松中務

昌勝花押

松平兵部大輔殿

御所

十七日奉書到来、右吉利支丹奴實浦十兵衛、

八兵衛江戸へ可被差下之旨也、

道中けいご松原郷左衛門、前波五郎左

衛門、中根源五右衛門

とあり、道中警護のため、松岡藩士松原郷

左衛門、前波五郎左衛門、中根源五右衛門が
付き添い、江戸へ急行したことがうかがえる。

また、「松岡分限帳」の「前波五郎左衛門

勝通」の項に、「寛文七未切支丹奉行加役」

とあり、松岡藩では急速「切支丹奉行」を急
造したことが判る。

これらから、糠浦には「キリシタン信者」
がいたと信じられ、それにまつわる伝承など
も残されている。

ところが、近年松平文庫にある「松岡御家
譜」に次の一文があるのが発見された。

一、寛文七未年領分丹生郡糠浦太郎右衛門ト

申者、同浦ノ百姓共ヲ吉利支丹宗門ノ由

遺趣指ニ公儀へ訴ニ付、江戸表ヨリ以奉

書御僉議有之処、遺趣指ニ相窮此方へ御

渡被成

此一巻別ニ帳面有之
との文面から、「キリシタン信者説」が疑
わしくなつて来た。

更に、その後、松平文庫の「松岡世譜」の
寛文七年の項に、次の文面を発見、

「松岡世譜」松平文庫一三三
寛文七年丁未

(七月)

一、同月廿一日丹生郡之内御領分糠浦百姓十

兵衛初七人之者切支丹宗門之旨、同浦太

郎右衛門与申者江戸表江及訴訟候ニ付

公辺も御尋有之ニ付、去月廿日右七人之

者共之口書江戸表江被指出候処、右之者

共江戸表江可被指出旨之御奉書、去ル十

九日到着ニ付、今日江戸表江被指立之、

道中為警箇、中根源五右衛門、前波五郎

左衛門勝通、松原郷左衛門被指遣、御徒

二人御足輕二十人被指添。

(十一月)

一、同月十六日丹生郡糠浦太郎右衛門、同浦

百姓十兵衛初七人之者共切支丹宗門之旨

致訴訟候儀ニ付、先達而江戸へ被招呼、

於公辺御吟味有之候処、太郎右衛門儀右
之者共江意趣有之訴出候儀ニ而、無実ニ
相極り候ニ付、十兵衛等七人之者共ハ
在所江帰シ被成、訴人太郎右衛門者御預
被成候段被仰出、右之者共御渡有之。

糠浦百姓十兵衛初め七人の者がキリシタン
信者であると、同じ浦の太郎右衛門という者
が江戸表へ訴え出たので、幕府からお尋ねが
松岡藩にあった。六月二十日に七人の者の口
書きが江戸表に送られたが、七月の十九日に
なつて幕府から、七人の者を江戸へ送れとの
命令書が到着したので、七月二十一日に警護
のため中根源五右衛門、前波五郎左衛門勝通、
松原郷左衛門の三人と御徒二人・足輕二十人
が同行して江戸へ向かった。

十一月十六日になつて、裁判の結果、十兵
衛以下の者は無罪と決まり、糠浦へ返され、
訴え出た太郎右衛門は、松岡藩へ渡され処分
を任された。

この文面から判る通り、キリシタンとして
処罰を受けた者は一人もいないのである。

松岡町芝原一丁目に「牢屋の腰」という小字があり、その一隅に「糠浦太郎右衛門埋之」と書かれた石碑が建っている。

「牢屋の腰」というのは、松岡藩があつた時分に、藩の牢獄があつた場所である。この石碑には、次のような伝承が残されている。

「松岡藩があつたころ、現在の河野村糠浦の庄屋である太郎右衛門という人が、年貢の減免を幾度となく申し出、幕府に直訴までしたため捕らえられ処刑されたが、藩主がその志しを哀れみ、丁重に石棺に葬り墓を建てた」

「年貢の減免」では藩の恥じとなるため、キリシタン信者として処刑されたとなつている。

確かに「糠浦」の庄屋が「年貢の減免」を願ひ出て処刑された事実はあるのだが、それは松岡藩が廃藩になつて十六年も経つた元文二年（一七三七）七月十九日のことである。

当時の糠浦の庄屋「刀禰三太夫」が、年貢の減免を再三願ひ出たが、福井藩からは許されず、獄死している。その後福井藩主松平宗矩は、三太夫の志を哀れみ、同村に対し隔年毎に年貢の減免を行い、三太夫の子孫には苗字帯刀を許し、村人は今日もその徳を称え、そ

の命日に祭祀を続けているとのことである。

「松岡世譜」「松岡御家譜」に見る通り、太郎右衛門は他人に無実の罪を着せたため、松岡藩が罪人として処刑しているのである。

「糠浦太郎右衛門埋之」の「埋之」の意味もこれで判然とする。これは墓として建立されたものではなく、見せしめのため「之」に埋めたるもので、石棺は江戸幕府からの検視に備へての処置だったのでないか。

「刀禰三太夫」の獄死のことが、後年松岡に伝わり、「糠浦太郎右衛門埋之」の石碑から、糠浦の義人の墓と誤伝され、今日に至つているのだろう。

二つの事件は実に七十年もの年代差のある事件だったのである。

伝承は、時によると正反対の誤伝を生む一例である。

糠浦にキリシタンが存在しなかつた傍証としては、將軍の代替わり毎に、幕府から派遣された「巡見使」への答弁の中に、毎回必ず「キリシタン類族」のことが記されているが、「糠浦のキリシタン」に関する語句は一字も無いことに注目すべきだろう。

また、これらの誤伝を呼ぶ遠因は、キリシタン事件の発端の文書だけが残され、事件の結末を知らせる文書が、一般の目に触れなかつたことによる。古文書が残されていても、それだけでは、真実を知り得ないこともあるという実例でもある。